「知立市商工業活性化補助金」制度について

事業の合理化・効率化または拡充を行うために
要した経費を補助するっぴ！



●対象となる事業者●

・当該年度６月１日時点で開業している者

・過去に交付決定を受けた事業者は前回交付決定を受けた年度の翌々年度の末日を経過している者

・市内に事業所等を有する事業者で、今後も継続する意思のある者

・市税を滞納していない者

・従業員数が以下の表に当てはまる者（※週30時間以上勤務する者を従業員１名と数える）

業種	常時使用する従業員数
１、商業・サービス業	
宿泊業・娯楽業	40人以下
上記以外	10人以下
２、その他の業種	40人以下

●補助対象経費●

事業の合理化・効率化、拡充に要する費用（機械装置等費、広報費、外注費）

例：合理化・効率化…集客力向上のために店舗改装する

拡充…生産性拡大のために機械装置等を購入する

※市の交付決定を受けてから契約した事業が対象です。

※他の補助金と補助対象経費が重複している場合は対象外です。

●交付金額●

補助対象経費の１/２補助。ただし上限50万円（千円未満切り捨て）。

※過去に交付決定を受けた事業者は前回交付決定を受けた年度の翌々年度の末日を経過している者

●申請の流れ●

予算枠に達した場合は受付終了になります。予めご了承ください。
必要な様式は、知立市役所産業振興課窓口または知立市ホームページよりダウンロードしてください。

①事前確認 事業者→商工会	・知立市商工業活性化補助金事業概要書（様式第1） ・事業計画書（様式第2） （見積書の写しもご持参ください）

②交付申請 商工会→市	・補助金等交付申請書 ・知立市商工業活性化補助金事業概要書（様式第1） ・事業計画書（様式第2） ・予算書（様式は任意） ・知立市商工業活性化補助金の申請に関する誓約書（様式第3） ・営業活動のわかる書類（直近の確定申告書等） （個人は開業してから決算期を一度も迎えていない場合、開業届の写し 法人は決算期を一度も迎えていない場合、現在事項全部証明書） ・見積書の写し ・知立市商工業活性化補助金に関する確認書（様式第4）

※市の交付決定日より前に契約したものは補助対象外です。

③交付決定 市→事業者	・交付決定通知書（様式第5）

※市の交付決定日以降に契約してください。
（ただし、年度末までに事業を完了してください。）

④実績報告 事業者→商工会	・補助事業等実績報告書 ・決算書（様式は任意） ・領収書等の写し ・設置状況等がわかる写真 （例：工事を行う場合・・・着工前と着工後の写真等） ・請求書 ・振込先口座がわかる書類 （通帳またはキャッシュカードの写し等）	【〆切】 事業完了日から30日以内 (事業完了日から30日以内 または令和9年2月28日の いずれか早い日にち)

※④実績報告時に設置前後の状況等がわかる写真を添付していただきます。忘れずに撮影をお願いします。

※商工会へ提出いただいた実績報告書等は商工会を経由して市へ提出されます。

※事業完了から1年後に売上実績等の追跡調査をご提出していただきます。

①事業効果報告 事業者→市	・知立市商工業活性化補助金事業効果報告書（様式第6）	【〆切】 補助事業終了から1年後の 状況報告書 （令和10年3月末日まで）

●お問い合わせ●

知立市役所　産業振興課　商工振興係　0566-95-0125

知立市商工会　0566-81-0904